

## 尖閣諸島周辺における中国艦船などの領海侵犯に対し、 毅然とした対応を求める意見書

平成 24 年以来、尖閣諸島（沖縄県石垣市）周辺において、中国海警局公船及び同国漁船が、わが国領海に接続する一定範囲の公海海域（以下「接続水域」という）での航行や領海侵入を繰り返している。6 月 9 日に続き、8 月 6 日にも同海域に中国海軍の艦船とともに、230 隻もの中国漁船が尖閣諸島接続水域に侵入し、国際法を無視する行為が続いている。このようなわが国の主権を脅かす挑発行為に加え、日中中間線付近に中国が建造したガス田開発の海洋プラットフォームには水上レーダー設備が設けられ、今後、南シナ海のような軍事基地と化すことが懸念される。わが国外務省はこれに対し、中国駐日大使に抗議を行い、わが国領海と接続水域からの中国公船の退去及びレーダー設備の撤去を求めたが、同国は「尖閣は中国固有の領土である」と反論している。

しかし、歴史的には、日本政府が 1895 年 1 月 14 日の閣議決定によって、尖閣諸島を日本領に編入したのが最初の領有行為であって、それ以来、1970 年までの 75 年間、一度も日本の領有に対して異議も抗議もしてこなかった。1970 年代になり、にわかに尖閣諸島の領有権を主張しはじめたが、尖閣諸島が日本の領土であることは歴史的にも国際法上も明確である。

今後、接続水域での航行や領海侵入が常態化することにより、領土保全に加え、当該領域に豊富な海底資源を有するわが国の権益は極めて不安定になる恐れがある。

よって日本政府においては、歴史的事実と国際法に基づき、尖閣諸島はわが国固有の領土でありその主権を守るという毅然たる国家の意思を明確に示したうえで、この問題に一元的に対処する機関を政府内に設置し、事態の平和的解決に向けて早期に外交交渉に臨むよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 28 日

堺 市 議 会

内閣総理大臣	各宛
総務大臣	
外務大臣	
国土交通大臣	
防衛大臣	
内閣官房長官	
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	